



発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第132回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 令和元年12月5日(木)
14:10～16:40
2. 場 所 銀座東武ホテル 3階 龍田
3. 会議の構成者数及び出席者数
- | | |
|------|----------|
| 構成者数 | 単位会会長46名 |
| 出席者数 | 単位会会長46名 |
- (内、委任状提出:静岡会・表決委任を受けた者の氏名 石井好治)

4. 出席者の氏名

正会員

- | | |
|-----------|-----------|
| 北海道会・庄司雅美 | 青森会・加藤 彰 |
| 岩手会・新沼義雄 | 宮城会・高橋清秋 |
| 秋田会・村田良太 | 山形会・藤原 薫 |
| 福島会・渡邊 武 | 茨城会・舟幡 健 |
| 栃木会・佐々木宏幸 | 群馬会・栗原信幸 |
| 埼玉会・栗田政明 | 千葉会・金子康男 |
| 東京会・児玉耕二 | 神奈川会・白井 勇 |
| 新潟会・坂本忠志 | 長野会・小河節郎 |
| 山梨会・藤田義治 | 富山会・堂田重明 |
| 石川会・西川英治 | 福井会・木下賀之 |
| 静岡会・井上 泉 | 愛知会・松岡由紀夫 |
| 三重会・相原清安 | 滋賀会・井島 均 |
| 京都府会・上野浩也 | 大阪会・戸田和孝 |
| 兵庫県会・柏本 保 | 奈良会・福本保治 |
| 和歌山会・尾添信行 | 鳥取会・霜村將博 |

- | | |
|-----------|-----------|
| 島根会・矢野敏明 | 岡山会・丸川眞太郎 |
| 広島会・衣笠准一 | 山口会・伊藤光洋 |
| 徳島会・松村史朗 | 香川会・中村賢治 |
| 愛媛会・濱本泰久 | 高知会・西森敬祐 |
| 福岡会・岩本茂美 | 佐賀会・平野直人 |
| 長崎会・三好定和 | 熊本会・南 孝雄 |
| 大分会・仲摩和雄 | 宮崎会・福澤幸雄 |
| 鹿児島会・古川 稔 | 沖縄会・野原 勉 |

日事連名誉会長 三栖邦博

日事連役員

専務理事 居谷献弥

理 事 井上勝徳、川元 茂、佐野吉彦、宮原浩輔、
八島英孝、吉田 敏

事務局 前田、鈴木、千浜、伊東

5. 挨拶

佐々木宏幸会長より、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・日本各地で自然災害が頻発している中、建築に携わる者がどのように対処していくか、真剣に取り組んでいかなければならない。
- ・建築三会で共同提案した建築士試験の受験資格の見直しを柱とした建築士法が改正され、実務経験の対象実務の見直しが行われた。
- ・告示第98号業務報酬基準の定期的な見直しを含め普及活動を進めていきたい。
- ・今年度から官民が一体となった「建築BIM推進会議」が発足し、建築業界が取り組まなければならない課題がより高度化する中で、持続可能な社会を実現するため、建築の質の向上に尽くしていきたい。

6. 来賓挨拶

国土交通省淡野博久大臣官房審議官より、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・改正建築士法の施行(令和2年3月1日)に併せ、実務経験の対象実務の拡大、学科試験免除の仕組みの見直し及びこれまで保存が義務づけられていなかった第4号建築物等

に対する、建築士事務所の図書保存の見直しが行われる。
改正内容等の周知に協力してほしい。

- ・建築士事務所の業務報酬基準を10年ぶりに改訂した。
10年間改訂していなかったことが一番問題であり、今後
も現場の実態等を踏まえ、改訂のスピードアップを図るこ
とが重要である。今後、業務量データ調査を行う予定とし
ているため、調査に協力してほしい。
- ・今年5月に改正建築物省エネ法が可決され、再来年の春か
ら小規模住宅の建築物については建築士から建築主に省エ
ネ性能の説明が義務付けられる。現在、説明会を実施して
いる。周知に協力してほしい。
- ・働き方改革に必要な生産性の向上に取り組んでいく中、建
築BIM推進会議を発足したが、業界全体として業務効率
化に取り組み、国として環境整備を促進していきたい。

7. 渡邊福島会会長挨拶

渡邊福島会会長より、福島大会が滞りなく実施できた旨、お
礼の挨拶があった。

8. 議長・副議長の選任

司会者より、議長及び副議長の選任について諮ったところ、議
長に児玉耕二東京会会長が、副議長に戸田和孝大阪会会長が選
任された。

9. 議事録署名人の選任

議長より、議事録署名人の選任について諮ったところ、議長に
一任され、児玉耕二議長、佐々木宏幸栃木会会長及び伊藤光洋山
口会会長を議事録署名人に選任した。

10. 報告事項

(1) 令和元年度上半期事業報告及び決算報告について

居谷専務理事及び各常置委員会委員長より、資料1-1
によって、令和元年度上半期事業報告について概要説明がな
された。続いて、居谷専務理事より、資料1-2によって、
一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和元年度
上半期決算報告について概要説明がなされ、井島監事より監
査報告が行われた。

(2) 会員増強及び働き方改革に関する検討状況等について

白井総務・財務委員長より、資料2-1、資料2-2及び
資料5によって、次の趣旨の説明がなされた。

会員増強検討WGでは、単位会における会員増強活動の
実施状況等に関するアンケートを9月下旬に依頼し、取りま
とめを行っているところである。また、建築士事務所の業務
環境改善WGでは、働き方改革に関するアンケートを会員事
務所を対象にWeb形式で実施、974件の回答があり、働
き方改革の取組事例集の作成に向けて準備を進めていると
ころである。現段階では、作成中ということもあり、資料2
-2については、会議終了後、原則資料を回収したい。

また、単位会には財務に関するアンケートを依頼している
が、各会の財務管理方法や財務状況並びにこれらに関する課
題への取り組みを把握したい。以前より複数のブロック協議
会及び全国会長会議で指摘されている会費の問題や会誌の
発行など、日事連の活動に関する検証・検討や方針の策定を
進めるにあたり、財政検討に関するロードマップを作成した。
来年度に始動できるように今後進めていきたい。

(3) 建築士事務所企業年金基金への加入促進について

建築士事務所企業年金基金横山常務理事より、資料3に
よって、次の趣旨の説明がなされた。

平成29年12月1日より新制度として発足した「建築
士事務所企業年金基金」は、65歳未満であれば事業主・役
員も加入でき、掛金は全額損金算入可能と税制面でも魅力的
な制度である。単位会等で会員に周知してもらいたい。要請
があれば説明に出向くので、日事連事務局に連絡してほしい。

11. 協議事項

(1) 令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

白井総務・財務委員長より、資料4によって、令和2・3
年度役員候補者の推薦手順と選任方法について次の趣旨の説
明がなされた。

平成30・31年度の申し合わせ事項を基に令和2・3年
度より理事数を増員する他、暦に合わせて日程等を変更して
いる。本日、申し合わせ事項として決定されれば、選任に向
け手続きを進めていく予定である。

次のとおり質疑等がなされた。

(中村香川会会長)

・7名理事を増加することにより、経費がどれくらい増えるのか。試算したことがあるか。

また、常勤役員及び非常勤役員はどの役職を指すのか。

→理事が増加した後の経費については、正確な数字を示すことはすぐにはできないが、日事連の運営において特別委員会、専門委員会及びワーキンググループが大幅に増え、特定の理事が複数の委員会等の委員に就任する等、負担が集中する傾向にあるため、理事数を増員し、委員会等の委員として適切に配置することで委員会等の活動の効率化を図るとともに理事の負担軽減を図りたいと考えている。

また、常勤役員は専務理事のみであり、専務理事以外の役員は非常勤役員となる。

議長より、協議事項1について諮ったところ、異議なく資料1を申し合わせ事項とした。

(2) ブロック協議会提案事項

各テーブル毎(A～F)に①単位会の安定運営について、②青年話創会について議論した後、代表者から議論の結果を報告した。

A 宮城会、福島会、東京会、石川会、京都府会、島根会、徳島会、大分県会

B 埼玉会、青森会、神奈川会、福井会、大阪会、岡山会、高知会、宮崎会

C 兵庫県会、秋田会、茨城会、新潟会、静岡県会、愛媛会、福岡会、鹿児島会

D 長崎会、北海道会、群馬会、長野会、愛知県会、奈良会、山口会、沖縄会

E 三重会、岩手会、栃木会、山梨会、和歌山会、広島会、佐賀会

F 鳥取会、山形会、千葉会、富山会、滋賀会、香川会、熊本会

①単位会の安定運営について

【A宮城会 高橋会長】

- ・複数の単位会で一般会計の赤字を特別会計等からの委託事業で補填している状況である。会費だけでは運営が難しく、家賃の大幅な値下げ交渉を行い経費削減に努めた単位会もある。日事連も経費削減に努めてほしい。
- ・県によっては建築士試験の合格者が少なく、将来的に協会を運営できるのか心配。今般の建築士法改正を機に合格者が増えるとうい。
- ・国土交通省等で行う業を目的とした講習会は、日事連が窓口となるよう取り組んでほしい。

【B埼玉会 栗田会長】

- ・単位会の安定運営は財政上の問題が大きな比重を占めるので、この点から意見をお願いしたい。
- ・魅力ある建築士事務所協会を作っていく努力をしなければ、なかなか入会してもらえない。
- ・ある単位会は会費の値上げで財政危機を乗り切った。心配された会員の退会は起こらなかった。
- ・事務所登録料の値上げについて日事連で文書を出してもらいたい。その文書があれば県と話し合いができる。無料の変更届についても同様に対応してもらいたい。

【C兵庫会 柏本会長】

- ・ある単位会で会費を値上げしたが、会員減少はそれほどなかった。
- ・日事連に納付する会費は各単位会の会員数により一律ではなく、一人当たりの納付金額に差を付けてほしい。(会員数の少ない単位会の負担を減らし、会員数の多い単位会の負担を増やす)
- ・日事連の余剰金(正味財産)が5億円余りと聞いている。各単位会のキャンペーン費用等として、良い企画に関しては補助金を付けてほしい。
- ・事務所登録の業務を行政から受託しているが、登録業務の変更届の受付業務が煩雑なため、手数料を設定する等、日事政研から働きかけてほしい。
- ・開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

の受講義務化についても、日事政研を通じて働きかけてほしい。

【D長崎会 三好会長】

- ・単位会8会の内、半数の4会が昨年度赤字決算であった。耐震診断業務の減少により収支が悪化している中、その余剰金を取り崩しながら、決算収支を合わせている状況である。
- ・日事連の余剰金は5億円も必要なのか。
- ・会誌「日事連」の送料は、日事連で負担してほしい。
- ・退会者を減らすためにシニア会員（年会費1万円）として引き留める単位会がある。例えば75歳以上はシニア会員とするような制度を検討してほしい。

【E三重会 相原会長】

- ・単位会では、会員の高齢化と収益を上げるために苦労している。
- ・「単位会の存続は日事連の存続」また「単位会が生きる為の収益事業は日事連の生き残りといコール」と考えてほしい。
- ・「インスペクション」「被災度区分」等の講習の受講促進のため、その資格を生かせるよう各方面へ働きかけているが、具体的な場が見つからず単位会では限界を感じている。日事連から単位会・会員が活動できる大きな市場が得られる様に、努力してほしい。

【F鳥取会 霜村会長】

- ・各単位会とも、年間150万円から300万円位の赤字決算となっているが、耐震診断の審査料収入から補填して運営している。
- ・会誌「日事連」を年間6回発行に見直す等、経費削減をしてほしい。
- ・事務所登録料の値上げや変更届業務の有料化について働きかけてほしい。

②青年話創会について

【A宮城会 高橋会長】

- ・青年部会の設置には温度差があり、必要ないという単位会

もある。日事連から単位会に対して青年部会の必要性を呼びかけてほしい。

【B埼玉会 栗田会長】

- ・青年部会等の活動は建築士会の方が活発である。事務所協会独自の会を作っていくのは難しい。
- ・青年部会等を一つの部会とし、委員会活動等を担当してもらい活性化させる。

【C兵庫会 柏本会長】

- ・兵庫会では会員の裾野を広げるために、今年から50歳以下を条件に正会員事務所に勤務する社員、非会員事務所の開設者または将来独立を目指す社員を対象とした「準会員制度」を設けた。

【D長崎会 三好会長】

- ・全国大会との同日開催についても検討すべき課題である。
- ・青年話創会の参加資格を会員等に限定せず、広く募り会員を増やしたらどうか。

【E三重会 相原会長】

- ・若者が参加しやすいよう、若者に仕切らせる。（会としての活気が生まれる）

【F鳥取会 霜村会長】

- ・青年話創会の出席者（会員）には青年従業員も含まれているが、事務所協会の正会員は開設者なのだから出席対象者の見直しを行った方がよいのではないかという意見が出された。一方で後継者不足の中、将来の後継者候補である従業員を出席対象者とするのはよいとの意見も出された。
- ・全国大会と同時開催となれば、前日からの参加となり、宿泊費や拘束される時間の負担が増すので全国大会とは別の機会に開催してはどうか。

③その他の意見

【D長崎会 三好会長】

- ・士会連合会と比べ、日事連は営業力で負けている。具体的な事業を検討してほしい。
- ・告示第98号の見直しについては、早急に対応してほしい。

【F鳥取会 霜村会長】

・告示第98号及び告示第15号について自治体へ働きかけを行っているが、経済団体等へも告示の実態や、適切な報酬について検討してもらえるよう働きかけを行ってほしい。

・全国会長会議でのこの様な意見交換は有意義であり、十分時間を取ってもらいたい。報告事項については、資料が出席者へ事前に配布されているので、説明にあまり時間をかける必要はなく、質問があれば答える程度でよいのではないか。

各テーブルでの発言や意見等をテーブル代表者がとりまとめて提出してほしい旨、佐々木会長より発言がなされた。

<配付資料>

資料1-1：令和元年度上半期事業報告書

資料1-2：令和元年度上半期決算報告書

資料2-1：会員増強活動に関するアンケート調査

資料2-2：「働き方改革に関するアンケート調査」回答数等について（作成中）

資料3：建築士事務所企業年金基金の加入促進について

資料4：令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

資料5：日事連財政検討に関するロードマップ（工程表）

■令和元年11月通常理事会議事概要

1. 日 時 令和元年11月28日（木）

13:30～15:55

2. 場 所 日事連会議室

3. 理事総数及び出席理事数 総数32名、出席数26名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 佐々木宏幸

副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、伊藤光洋、
児玉耕二

専務理事 居谷献弥

常任理事 庄司雅美、白井 勇、濱本泰久、南 孝雄

理 事 石崎和志、井上勝徳、大谷秀逸、小河節郎、
川元 茂、栗田政明、栗原信幸、佐野吉彦、
鈴木勇人、瀧本裕之、田辺正義、舟幡 健、
八島英孝、吉田 敏、渡邊 武

監 事 井島 均、木下賀之

事 務 局 前田、鈴木、千浜、伊東、吉田

欠席者

副 会 長 戸田和孝

常任理事 西川英治、植村吉延

理 事 秋野卓生、富田 裕、宮原浩輔

5. 議 事

（1）議長の選任

佐々木宏幸会長が議長に選任された。

（2）議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。

佐々木宏幸会長、井島均監事、木下賀之監事

（3）議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件

①第132回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等の決定の件

資料1のとおり12月5日13時から16時30分に、銀座東武ホテルにおいて政経フォーラム及び建築士事務所協会全国会長会議を開催すること並びに議事内容、座席配置及び協議方法を常任理事会で決定した旨、事務局より説明がなされた。

佐野理事より政経フォーラムの講師について質問がなされ、事務局より山下PMCの川原社長との回答がなされた。以上の常任理事会で決定した事項について議長より諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 令和元年度上半期事業報告及び決算報告の承認の件

居谷専務理事及び各常置委員会委員長より、資料2-1によって令和元年度上半期事業報告である会議、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、

指導運営、基本問題検討、法制度対応、災害対策、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務及び会員動静等に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。なお、この報告は一般社団・財団法人法第91条第2項、定款第26条第8項に規定する理事の職務の執行状況報告を兼ねるものである旨、事務局より説明がなされた。

続いて、居谷専務理事より、資料2-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和元年度上半期決算報告について説明がなされ、木下監事より監査報告が行われた。

以下の発言がなされた。

栗田理事―業務報酬基準について、次回の告示改訂の際は今回のアンケートと同じようになっては困る。調査に利用するJAAF-MSTの利用量はどれくらいなのか。JAAF-MSTの利用率が低く、その事例だけで判断されては困るとの声もある。業務・技術委員会の傘下のWGで検討しているが、委員会に報告が上がっていない。委員会でも議論できるようにしてほしい。

居谷専務理事―昨年度のJAAF-MSTのダウンロード数は1,500余り。JAAF-MSTと連携して事例を収集することを考えている。JAAF-MSTは、単位会を通じて構成員に無料で配布しているので、そのルートを利用して周知を図りたい。また、業務集計等を行っていない小規模事務所にも利便性があり、協力してもらえないのか。

佐々木会長―告示改訂の際のアンケート対象となる事務所は把握しているので、そこはJAAF-MSTの利用を必須としたい。次回の業務・技術委員会では、WGの検討状況を報告する。次年度の地方自治体の告示第98号の使用状況と単位会の考え方、取り組み方も調査したい。

議長より、上半期事業報告及び決算報告の承認について諮ったところ、資料2-1及び資料2-2のとおり承認した。

3) 福井大会運営特別委員会の設置の承認の件

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

令和2年度の第44回建築士事務所全国大会(福井大会)の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、12月より活動を開始したい。委員には、全国大会のあり方や財政等を検討中ということもあり、白井総務・財務委員長が加わった案としている。

続いて、福井会会長である木下監事より、地元での準備状況等の報告がなされた。

議長より、福井大会運営特別委員会の設置について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」

の受講義務化に関する国土交通省等への要望の承認の件
庄司教育・情報委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

教育・情報委員会では、開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会(管理研修会)の受講促進を図るためには、受講義務を法律に位置づけることが必要と考え、顧問弁護士でもある秋野理事に相談した。秋野理事からは、法令・告示の根拠に基づいた要望は難しいが、建築士法第22条(知識及び技能の維持向上)の第2項に「国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるものとする。」とあるので、国土交通大臣若しくは都道府県知事に対して講ずる策を考え受講義務化を求めしていく必要があるとの見解をいただいた。これを受けて国交省等への要望書案を作成し、常任理事会での議論を踏まえて資料のとおりとした。

以下の発言がなされた。

小河理事―現在、管理研修会の受講が義務付けられているのは1県のみと聞いている。要望書に、開設者が管理建築士でない場合という文言を追記してはどうか。

庄司教育・情報委員長―事務所登録の際に管理研修会の受講証明書を添付することで、実質的に受講義務を課している。

佐野理事―地元で管理研修会を開催した際に、建築士以

外の方にテキストを見てほしいと言っている。

八島理事—住宅局と議論してほしい。

石崎理事—建築士法第27条の2第8項の規定をわざわざ引用する必要があるか。

佐々木会長—文言等については検討させてほしい。国交省と議論していく。

議長より、「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の受講義務化に関する国土交通省等への要望を進めることについて諮ったところ、文言等の修正は会長一任として、これを承認した。

5) 令和2年度賠償責任保険の改定の承認の件

白井建賠保険等調査専門委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

現行の賠償責任保険の廃業後の補償は、任意で特約に加入し別途保険料を負担しなければならないが、4月からの改定後は、会員であれば廃業5年前までに加入していれば自動補償となる。さらに、補償期間が廃業後5年間から10年間になり、被保険者は代表者のみから当該設計に携わった建築士個人も対象となる。また、建賠保険Webシステムの保守管理や加入者証発送費用等団体制度の維持・運営のため、制度維持費（仮称）を導入し加入者から500円を徴収する。一方、Web利用者は、加入者証発送作業等の業務削減が見込まれるためWeb割（500円引き）を導入し、制度維持費と相殺することでWeb申込に誘導したい。

八島理事より、被保険者に建築士個人とあるが、廃業時に所属していた建築士全員が対象となるのかとの質問がなされ、白井建賠保険等調査専門委員長より、廃業前に退職していても、当該建築物等の設計に携わっていた建築士は対象となるとの回答がなされた。

議長より、令和2年度の賠償責任保険の改定について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

6) 民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等委託契約書類の改定の承認の件

居谷専務理事より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

来年度より改正民法が施行され「瑕疵」等に関する考え方が大きく変わるため、四会連合協定建築設計・監理等委託契約約款（一般・小規模）を見直し、3月から頒布、7月から講習会を開催する予定である。

主な変更点は以下のとおり。

- ①「かし」を「契約不適合に」置き換える。
- ②品確法に定める構造耐力上の主要な部分または雨水の侵入を防止する部分については、成果物の交付から10年とする。それ以外は工事完成引き渡し後2年以内とする。
- ③委託者の4つの権利（追完請求権、減額請求権、損害賠償請求権、解除権）が明確になるように規定する。
- ④催告解除及び無催告解除の要件を追加する。
- ⑤設計・工事監理契約が準委任であるとの立場を明確にする。
- ⑥意匠権の規定を追加する。

議長より、民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等委託契約書類の改定について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

7) 令和2年度日事連建築賞の募集等の承認の件

南広報・渉外委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項について、例年の必須変更項目、事務的表現の変更及び審査委員を一部変更する他、例年通りのスケジュールで選考を行った場合、最終選考委員会の日程を含む現地審査期間の一部が東京オリンピック開催期間と重なるため、選考日程を早めたい。

佐野理事より、以下の発言がなされた。

全国大会で日事連建築賞の表彰を行っているが、全国大会参加者にとって、良い作品を作っている者の生の声を聞く機会となっている。東京開催では、受賞作品パネルの前で受賞者と話す場を設け、福島大会ではステージでインタビューを

行った。また、受賞者をクローズアップすることで、受賞者の協会への帰属意識を高め、単位会活動に励むことが期待でき、さらに賞のランクを高めることで、応募者増、入会者増と会員拡大に繋がる可能性もある。

議長より、令和2年度日事連建築賞の募集等について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 令和元年度業務・技術に係る追加事業について

事務局より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度の事業計画・予算作成時には見込んでいなかった以下の事業を追加実施することとした。

① JAAF-MS Tでの業務管理ソフトの開発

② 既存住宅状況調査技術者講習に係るDVDの作成

当初予算の範囲内での執行が見込めるため、予算の変更は不要である。見積額は2つの事業を合わせて約215万円である。

2) 第43回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施結果について

事務局より、資料9-1及び資料9-2によって次の趣旨の説明がなされた。

大会式典には、単位会会員1,499名、招待者等44名、合計1,543名の参加があった。収支決算は3,688万円余、予算額に対して182万円余減であった。今回初の企画として、講演の前に日事連建築賞の国土交通大臣賞及び日事連会長賞受賞者へのインタビューを実施した。

青年話創会には、参加者175名（他オブザーバー15名）により、青年部等を立ち上げている単位会の活動状況報告及びテーブル討論を実施し、引き続き懇親会を行った。収支決算は147万円余、そのうち日事連負担分は127万円余である。今般提出した青年話創会の資料は概略であるが、テーブル討論等の内容も含めた詳細な報告書は後日改めて報告する。

続いて、福島会会長である渡邊理事より、福島大会への支援に対するお礼及び報告がなされた。

3) 青年WGからの提言等について

白井総務・財務委員長より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

8月の青年WGに、佐々木会長とともに出席し、福島大会後の青年話創会の実施方法及び青年WGの今後の取り組み等について意見交換を行い、青年WGとしての提言を総務・財務委員会に提出するよう要請した。総務・財務委員会ではこの提言を基に協議し、以下のとおりとした。

① 青年話創会は当面継続し、基本的に全国大会に併せて開催する。

② 青年話創会のあり方、運営及び費用負担等は、引き続き総務・財務委員会で検討する。

4) 建築士事務所の図書保存に係る省令改正について

居谷専務理事より、全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎状況、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書の保存が義務づけられる旨、資料11によって説明がなされた。

5) 品確法改正に伴う運用指針改正案について

居谷専務理事より、資料12の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議に出された発注関係事務の運用に関する指針によって改正案について説明がなされた。

6) CM方式の制度的枠組みに関する検討会の検討状況について

居谷専務理事より、資料13によってCM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会第2回分科会（建築）での検討状況について説明がなされた。

7) 改正意匠法の施行について

居谷専務理事より、資料14によって法律改正の趣旨、概要及び施行期日並びに建築物の意匠に係る意匠審査基準改訂の方向性（案）等について概要説明がなされ、児玉法制度対応特別委員長より以下の補足説明がなされた。

・著作権と意匠登録権を混同しないでほしい。意匠登録権は登録した者がその権利を有する。

- ・それなりの費用を負担し続けないと登録が抹消される。
- ・特許庁からは、めったやたらに登録されることはないだろうと聞いている。
- ・今後の状況を注視し、我々に被害が及ぶ様なら意見をを出していきたい。

8) 令和2年度以降の適合証明技術者登録制度の主な変更内容について

居谷専務理事より、資料15によって適合証明技術者登録制度の主な変更内容について以下のとおり説明がなされた。

- ①適合証明技術者登録の前提条件として既存住宅状況調査技術者の資格を必須とする。
- ②適合証明技術者業務講習は、既存住宅状況調査技術者業務講習（更新講習）及び適合証明技術者業務講習の同日講習、または適合証明技術者講習のみの2種類に分けて行う。
- ③適合証明技術者の有効期間は3年に変更する。ただし、既存住宅状況調査技術者の有効期限に合わせるため、適合証明技術者の有効期間を3年、2年及び1年の3通りに分ける。

9) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料16によって令和元年8月から10月の各月の構成員及び賠償責任保険の加入数等の報告がなされた。

10) Woodrise2021 in JAPAN 組織委員会への参加について

居谷専務理事より、資料17によって次の趣旨の説明がなされた。

2年ごとに開催される中高層の木造建築物に関する国際会議が令和3年10月に京都で開かれる。国や建築関係団体と連携し支援していきたい。委員会開催が3回程度予定されており、費用負担等はない。

11) その他

- ①マロニエBIM設計コンペティション [とちぎ建築プロジェクト2019]に関し、BIMと情報環境WG主査である佐野理事より以下の発言がなされた。

- ・今回から社会人も参加できるようになった。
- ・自分も審査を努めたが、BIMの思いもよらない使い方があった。
- ・若い世代が参加し入会促進のチャンスとなる。福岡県の学生がこのコンペをきっかけに栃木県の建築士事務所に入社した例がある。
- ・栃木会だけでなく、全国的な企画にできればよい。
- ・日事連がバックアップしていければよい。

②日事連建築賞に関し、八島理事より以下の発言がなされた。

- ・他団体の賞と受賞作品が被っている。大手ゼネコンの作品が多い。日事連としての独自性を出せる賞になればよい。
- ・青年世代等に意見を聞く機会を持てば、賞の活性化につながるかもしれない。
- 佐々木会長より、賞の対象となる規模の上限を委員会で検討するとの発言がなされた。

<配付資料>

資料1：第132回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料2-1：令和元年度上半期事業報告書

資料2-2：令和元年度上半期決算報告書

資料3：福井大会運営特別委員会の設置について

資料4：「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の受講義務化の要望について

資料5：建築家賠償責任保険2020改定に関して

資料6：四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約の改定予定について

資料7：令和2年度日事連建築賞募集要項について

資料8：業務・技術に係る事業の追加について

資料9-1：第43回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施報告書（案）

資料9-2：「青年話創会2019福島大会」実施報告書（案）

資料10：青年ワーキンググループからの提言等について

資料11：（省令改正）建築士事務所の図書保存に係る改正の概要

資料12：発注関係事務の運用に関する指針（改正案）

資料13：CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会第2回分科会（建築）資料

資料14：特許法等の一部を改正する法律の概要

資料15：令和2年度以降の適合証明技術者登録制度の登録講習・受付に係る変更点について

資料16：会員・構成員異動報告等

資料17：Woodrise2021 in JAPAN 組織委員会への参加依頼他

■第49回建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 令和元年11月21日（木）

13：30～15：15

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 白井 勇

委 員 加藤義道、古谷雄一

オブザーバー 辻 哲朗、中川孝昭

（日事連サービス）

野口紘一、高橋将文、長谷尚人

（東京海上日動）

事務局 居谷、前田、千浜、岡本

欠席者 副委員長 栗田政明、委員 鳴海義一

<配付資料>

・第48回建賠保険等調査専門委員会議事概要

・資料1—1 建賠保険の加入状況について

・資料1—2 インспекション賠償責任保険加入状況について

・資料2 建賠保険の支払事例について

・資料3—1 2020年度建賠保険更改対応について

・資料3—2 日事連・建築士事務所賠償責任保険 団体募集パンフレット

・資料3—3 日事連・建築士事務所賠償責任保険 パンフレット

<議 事>

議題1. 建賠保険の加入状況について

○資料1—1～1—2により、日事連サービス・辻氏から令和元年7月～10月末までの建賠保険の加入状況、インспекション賠償責任保険の加入状況について報告がなされた。主な内容は以下の通り。

【加入数について】

・建賠保険の10月末の会員加入者は4,283件であった。8月末7件増、9月末11件増、10月末13件増と月ごとに微増ではあるが増えている状況が続いている。

非会員は、10月末では減少し、対前年比でも減少しているが、解約が13件と多かったことが原因である。解約の理由がわかっているものについては、非会員から会員となったものが2件、廃業が4件であった。今後は解約理由等もできるだけ把握していきたい。

・インспекション賠償責任保険については、7月末の29件の加入から変化はない。埼玉会のインспекション講習の際に説明に出向いたが、今後もこのように地道な活動を行っていきたい。

議題2. 建賠保険の支払事例について

○資料2により、東京海上日動・野口氏から令和元年8月～9月末までの支払い事例10件について、報告がなされた。概要は以下の通り。

No. 1212・・床暖房設備の機能不発揮事故。

No. 1331・・暖房設備の機能不発揮事故。

No. 1388・・天井裏に結露が発生。

No. 1398・・外壁通気層内の結露事故。

No. 1493・・法令基準（外壁後退）未達の事故。

No. 1498・・店舗出入り口の破損及び飛散事故。

No. 1526・・木製ルーバーの変形（塗膜の剥離）事故。

No. 1568・・屋根先端部の破損事故。

No. 1609・・法令基準未達事故（駐車場のスロープの勾配）。

No. 1536・・工事の遅れや多数の瑕疵の発生。

○以下、質疑応答内容

【No. 1212】

- ・設備業者から出されたものを承認したから責任があることになったのか。
→設備業者はVEの後にはかかわっていない。その後の仕様は設備業者のチェックはなかった。事務所側でも設備設計のチェックができる体制はなかった。
- VE後は設計にかかわることは責任をもたないというのが普通ではないか。
- 責任を負えないことをきちんとしておく必要があった。

【No. 1388】

- ・断熱の方法が図面に書いてなかったのかもしれない。
- ・会社によっては断熱の仕方を図面とは別に書いておくこともある。

【No. 1398】

- ・通気層をふさいでしまったのは増築部分だけか。
→増築部分だけである。
- ・施工図を承認してしまったため、責任が生じた。
- ・施工側に責任があるかどうか。
- ・合板が雨さらしになって腐食しないかを懸念し、結露は考えていなかった。

【No. 1493】

- ・作り直してもこれほどの金額にはならないのではないかと。
→仮住まい等の間接費用がかかった。賠償責任がある。
- ・確認で法令基準未達を指摘されなかったのか。
→図面は正しかったが、基となった測量データが実地のデータと違っていた。
- ・法令基準未達と基準法違反とはちがう。このようなことが沢山出てくると大変なことになってしまう。
→完了検査を実施する前の自主検査で気づいたとのことである。
- ・4号建築物を設計・施工で行う場合にはこのような事例は多いのではないかと。
- ・どんな場合でも保険金が支払われると思われることには気が付きたい。基準をしっかりとしたい。

【No. 1498】

- ・ドア1枚でこれほどの損害となるのか。
→ガラスの入れ替え、外開きを内開きに変えたことなどで多額となった。
- ・設計するときにビル風まで考慮しなければいけないかったのか。
- ・設計基準を超えていた強風ということであれば設計者は免責されてもいいのではないかと。基準の範囲で壊れたのであれば責任がある。
→台風が来て最初に壊れたときは火災保険で対応した。今回、それほどでもないときに再度壊れたので対象とした。

【No. 1526】

- ・ルーバーの補修は何を行ったのか。
→全体を入れ替えた。
- ・実績のない材料を使用したための事故と思われる。メーカーにも使い方を周知する責任があったのではないかと。

【No. 1568】

- ・責任割合が100%になっているので間違いでは、→70%の間違い。
- ・建築主がこのようなデザインを望んでいた。
→先鋭的なデザインにするのはいいいが色々と練らないといけない。日本の風土を考えると受け継がれてきた工法には理由がある。新しい工法を採用するときには色々注意しないといけない。昔は建築士事務所では先輩等が指導していたが、今はさらっと行われてしまう。
→ラージファームでは、ベテランに若手が相談するシステムを作っている。

【No. 1609】

- ・設計上は条例にあった図面にしていたのではないかと。施工の時に図面とあってないことは気づいたのではないかと。また途中でわかったら設計変更すれば良かったのではないかと。
→気づいたタイミングは竣工2か月前に発注者が試験走行をしたとき。施工者はレベルが違うということは指摘していた。
- ・自治体が独自で作っている条例は法令基準未達に該当するのか。
→上位の法令があつてそれを根拠に条例を作っているのであれば

該当する。

○全体についての質疑

- ・法令基準未達の事故が2件あった。当事者で問題となっただけのものなのか、行政が違反であると確認しているものが対象なのか。
→前者が対象。
→行政的にペナルティを受けるような事案に対して保険金を支払っていくとモラルハザードが起きないか。
→保険的には確認が出されていることで担保している。
- ・雨漏りや結露など住宅瑕疵担保責任保険で対応できるケースもあると思われるが、住宅瑕疵担保責任保険に入っているかどうかははっきりしないケースもある。
→施工者は保険に加入するか供託金を預けることが義務づけられているので必ず入っているはず。
→保険を使いたくないなどの理由ではっきりさせないのではないか。

議題3. 建賠保険2020改定に向けて

- 資料3-1～3-3により、日事連サービス社氏より、建賠保険2020改定に向けての対応方針が、説明された。改定に向けてのスケジュール、PR方法等が示された。主な内容は以下の通り。
- ・スケジュール
2020年1月に既加入者に対して更改案内を郵送。
申込み締め切り日は2月20日。建賠保険用の専用ダイヤルも開設予定。
- ・PR方法
会誌1月号の発送時に簡易パンフレットを同封してもらうよう全単位会に依頼。
全単位会に会員に向けて募集開始のメールの発信を依頼(1月)。
日事連及び単位会ホームページに募集開始の掲載を依頼。

○以下、質疑応答

- ・廃業特約が有効になるためには解約時に廃業かどうかを確認しなければいけないのではないかと。
→更新しない事務所については理由を聞くようにする。
- ・一人事務所で開設者が亡くなった場合にはどうなるのか。

→配偶者が従業者になっていれば補償される。

- ・省エネ法で、どこからが保険の対象かどこまでが対象外なのかを来年度は詳細に検討してほしい。建築士の説明義務や届出をして指導を受けて改修した場合など責任を問われるケースが出てくる可能性がある。
→確認する。
→努力義務については保険に頼れないことをはっきり知っておかないといけない。

○今後の委員会開催日程について

【次回委員会】第50回委員会

令和2年2月12日(水) 14:00～16:00

■第4回指導運営委員会議事概要

日 時	令和元年11月7日(木) 14:00～15:20
場 所	日事連会議室(渡邊副委員長) 所属単位会事務局等 (濱本委員長、千葉委員、奥村一利委員、 奥村尚史委員、辻委員、鬼丸委員)
出席者	委員長: 濱本泰久 副委員長: 渡邊武 委 員: 千葉清純、奥村一利、奥村尚史、辻裕樹、 鬼丸勝典
欠席者	委員: 霜村将博、担当副会長: 新沼義雄
事務局	居谷、前田、野出

< 提出資料 >

- 資料1 令和元年度上半期 指導運営に関する事業報告(案)
- 資料2 令和元年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)
- 参考資料 苦情の解決業務の事例集(平成30年度)

議事1. 令和元年度上半期 指導運営に関する事業報告について
令和元年度上半期の指導運営委員会の事業報告案について、資

料1に基づき事務局より説明がなされた。今年度上半期の苦情相談申込受付件数は、全単位会で合計26件となり、前年度より若干減少した。各委員において事業報告案の内容を確認し、これを了承した。

議事2. 令和元年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

令和元年度上半期の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、資料2に基づき事務局より説明がなされた。今年度上半期は、2単位会から6事例が提出された。提出された事例の内容について協議した。

ある事例では、建築士側だけを非難した考察になっており、内容から勘案するとバランスを欠いているのではないかと指摘があった。

また、別の事例では、建築士から建築主の承認を得ない不当な工事の指示があったことについての記述があるが、その内容が不明であることから、追記するべきではないかと指摘があった。

その他、誤字脱字や、未記入部分等を確認・修正する。

事例の修正等を担当する委員については、以下のとおり割り振り、12月20日（金）を期限に、修正した部分を朱書きにして日事連事務局まで送付することとした。内容に不明点等があれば、直接単位会へ問い合わせることとした。

〔事例〕	〔担当委員〕
岩手会（2件）	・・・ 鬼丸委員、辻委員
東京会（4件）	・・・ 奥村尚史委員、奥村一利委員、千葉委員、濱本委員長

また、これまで通り、会員に特に参考となる事例については、会誌「日事連」に掲載するため、該当する事例があれば掲載候補として選出することとした。

次回日程

令和2年2月6日（木）14:00～16:00（Web会議）

■第32回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 令和元年11月27日（水）10:30～12:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長：佐々木宏幸

委員：堂田重明、児玉耕二、戸田和孝、白井 勇、
宮原浩輔、八島英孝、居谷献弥

事務局 前田、千浜、吉田

欠席者 委員 伊藤光洋、鈴木勇人

＜配付資料＞

第31回基本問題検討特別委員会議事概要

資料1 令和元年度第2回公共建築設計懇談会の進め方について

資料2 建築士事務所の図書保存に係る改正の概要

資料3 発注関係事務の運用に関する指針（改正案）

資料4 CM方式（ピュア型）の制度的枠組に関する検討会

〔議 事〕

1. 公共建築設計懇談会について

○居谷委員より資料1により公共建築設計懇談会意見交換会での検討状況が説明された。主な内容は以下の通り。

- ・12月4日開催予定の第2回意見交換会では、営繕部からの情報提供として、積算基準等の見直しに向けた経費調査及び改修設計業務量調査の実施予定について説明される予定である。調査の内容についてはすでに営繕部より意見照会があり、業務報酬基準WGにおいて意見を収集し、営繕部に回答している。経費調査については低入調査基準価格を定めるための調査で建築では久しぶりの調査であることから、営繕部でもどのような結果となるか危惧があるようである。改修設計業務量調査は、改修設計を受注する事務所に業務量を答えてもらう調査であり、業務委託の段階で調査を依頼するものである。
- ・今年度のテーマの働き方改革については、日事連で進めている業務改善にかかる会員アンケートを契約工期と適正工期を中心に紹介、士会連からは設計にかかわる適正工期を検討するためのフレミングの検討、営繕部からは働き方改革に配慮した業務委託のガイドラインについての検討などが予定されている。

○次のような意見交換を行った。

- ・適正工期だけがテーマか。発注時期についてはどうか。
- ・発注時期についてもテーマの対象となっている。また時期の平準化も対象。
- ・調査については、営繕で説明会等を開かないと適正に答えられないのではないか。
- ・経費のとらえ方など難しい。
- ・告示改正時のアンケートも解釈に悩んだ。
- ・経費率を上乗せするような要望は設計三会で出しているのか。施工ではされているので設計でもあってもいいのでは。
- ・次の公共懇で要望してはどうか。
- ・予算が都道府県において実行するときには、工事と設計料が一緒になり補正でなくなってしまう。設計については年度をまたがっても債務負担でやってもらうようにしてほしい。
- ・品確法の運用指針でも、工事と並んで業務の方にも債務負担行為や繰り越し等を利用して工期の平準化に努めるよう書いてあるが、なかなか設計に関しては運用されていない。地方自治体の独自の制度で設計には適用されていないのではないか。
- ・経費調査については、委託事業ごとに振り分けなくてはいけないので難しい。
- ・業務報酬基準を理解し、決算等にも熟知している人でないとわからない。
- ・適切に回答してほしいと言いたいが、言い方が難しい。
- ・調査対象の300社に対して、ダイレクトに注意喚起してはどうか。今後の業務報酬基準にもかかわることなので、適切に書いてほしいことを依頼しては。
- ・日事連で周知徹底するように依頼してもよいか営繕部に確認してみる。

2. 建築士事務所の図書保存に係る改正について

- 資料2により居谷委員より建築士事務所の図書保存にかかわる省令改正について説明された。主な内容は以下の通り。
- ・当初は、四号建築物の図書の保存についての改正とのことであったが、国交省で精査したところ、四号以外の建築物においても改正が必要ということになり、保存図書が追加されることとなった。
 - ・改正内容は、全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面

以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等及び工事監理報告書の保存が義務づけられた。

- ・パンフレット等は配付され始めているが、構造詳細図に何を記載しておくかなどが明確ではないので、具体的な要件についての検討が必要と思われる。

○次のような意見が出された。

- ・ネガ・ポジリスト等は公表されるのか。
→公表される予定である。

3. 品確法改正に係る発注関係事務の運用に関する指針の改正案について

○資料3により居谷委員より品確法の改正に伴う発注関係事務の運用に関する指針の2次改正案について説明された。主な内容は以下の通り。

- ・2次案について意見を収集し、年内にはまとめる予定のようである。
- ・p. 21 が提出意見案。設計図書が建築設計と違う意味に用いられている、工事監理についての理解がなされていない、予定価格の設定は告示98号を適用と明確に書いてほしい、多様な発注方式の事例が土木に偏りすぎているなどの意見を提出する予定。

○土木の方が書いているので、委託業務においても請負などの言葉がたびたび出てくる等の意見が出された。

4. CM方式（ピュア型）の制度的枠組に関する検討会での検討状況について

○資料4により居谷委員よりCM方式（ピュア型）の制度的枠組に関する検討会の検討状況について説明された。主な内容は以下の通り。

- ・11月の検討会では契約約款の案が示された。
- ・設計三会では「CM方式についての意見書」を検討会へ提出しており、また、11月9日に三会で意見交換を行い、契約約款については、土木、建築を別立てで行うこと、基本計画策定等についてはCM業務とは別業務として整理すること、CM業務を行うのに必要な資格については特定の民間団体が持つ特定の資格のみを要件とすることはおかしいのではないか等を検討会で主張して

いくこととした。

○次のような意見交換を行った。

- ・設計三会でイメージをしているCM業務をちょっとやっていますというところとCMRとしてCMをやっているところは全然違う。既存の建築士資格だけでCM業務にスムーズに入れる人は少ないのではないか。
- ・三会で主張しているのは複数の資格。管理建築士でもその中の1つになれるのではないか。
- ・今回の検討会で対象としているのはどのようなCM業務か。
- ・今回の検討は、公共団体の発注者支援としてのCM業務。
- ・基本計画などは行っている。
- ・基本計画などはCM業務とは分けて整理すべき。
- ・CM協会では設計三会の動きなどにはあまり関心がない。設計者を決めたり、施工者を決めたりすることがメインの業務となる。
- ・設計者の業とかぶるグレーゾーンのものがある。基本計画などは設計の業務として発注するようにしてもらえればよい。
- ・告示の業務に基本計画を入れていかないと建築士事務所はやっていけない。
- ・CM業務を受けると設計は受注できない。CM業務をやる建築士事務所は少ない。
- ・協同組合等でCMを受けて設計は振り分けるなどの方法が考えられる。
- ・業務環境改善WGで行った会員事務所へのアンケートでは、発注者支援を13%の事務所で行ったと答えている。
- ・報酬をもらって行っている支援と報酬なしで行っている支援では全く立場が違う。報酬なしの場合には施主や発注者に何も言えない立場となる。

○次回委員会

令和2年2月27日（木）10:30～12:30

■第25回景観・まちづくり特別委員会概要 (Web会議)

日 時 令和元年11月26日（火）
14:00～15:50

場 所 日事連会議室
(横須賀委員長、福島副委員長、米田委員、事務局)
所属単位会事務局
(小澤委員、内田委員)

出席者 委員長 横須賀満夫 副委員長 福島賢哉
委 員 米田正彦、小澤勝美、内田康博
事務局 前田、三浦、安藤
欠席者 委 員 戸張隆、入口嘉憲

資料1：令和元年度上半期事業報告

資料2：景観形成・まちづくり推進協議会WG報告資料

資料2一追加：JIAまちづくりセミナー企画

資料2一追加2：まちの価値を高める「景観デザインレビュー」を考える

資料3：連載「景観・まちづくり地域探訪」の掲載について

資料4：景観・まちづくり活動を担う人材の育成について

議 事

1. 令和元年度上半期事業報告について（報告）

事務局から資料1により、令和元年度上半期事業報告について説明がなされた。会議日程の都合により委員長および副委員長に確認のうえ、本日の委員会に先立って総務・財務委員会および常任理事会へ上程済みである。

2. 景観形成・まちづくり推進協議会WG報告

福島副委員長から資料2、資料2一追加、資料2一追加2により、6月20日に開催された推進協議会WGの報告がなされた。

○景観デザインレビュー（DR）支援 対象自治体の選定・今後の進め方

DRの支援について、6月17日締め切りで自治体に対し公募を行ったところ、愛知県岡崎市、静岡県下田市、愛知県東浦町、静岡県伊豆市より応募があった。4自治体はいずれも、今回の支援以降もDRの制度化等を検討し、継続的に取り入れる意向があることが確認されており、全てに支援を行うこととなった。既に8～9月で推進協議会WGと自治体で

体制を検討し、実施に向け打ち合わせをしているが、具体的な実施については次回推進協議会WGにて報告される予定である。

推進協議会WGでは、今後も「景観デザインレビューのススメ」3部作をもとに支援していくことが確認されている。この中に書かれているように、今回の支援を、大まかな規模や配置が決まる前である今の段階で行うことは、とても意味のあることである。

○まちづくりセミナー JIA近畿支部企画

11月28日にJIA近畿支部主催でまちづくりセミナー(基調報告/パネルディスカッション)が開催されることとなった。

タイトル:“まちの価値を高める「景観デザインレビュー」を考える”

<意見交換>

- ・応募のあった地域が偏っているが、偶然なのか。

⇒全国の自治体に対して公募の発信をしたが反響が芳しくなかったため、以前DRキャラバンを実施し反応の良かった静岡と、景観に関する活動に興味を示していたことがわかっていて愛知に公募をしている旨の連絡をしたところ、応募があったと聞いている。

- ・今年度中に実施の予定なのか。

⇒今年度実施予定である。まだ実施したという報告はないので、自治体と協議中と思われる。

- ・景観アドバイザーがいる場合のレビューの進め方、スタンス等について教えてほしい。

⇒自治体でアドバイザー制度を設けている場合はその方に参加してもらっている。推進協議会WG内で“景観アドバイザー”は設けていないため、WGの委員が助言をするため参加する場合は、委員がアドバイザーとなったり、専門家として同じテーブルで議論している。

- ・個人というより客観性をもった形となるねらいがあるのか。

⇒推進協議会WGとしては普遍的なものとなるように、

「景観デザインレビューのススメ」を作っている。今後は、色々な立場の人で構成されるように、制度がない自治体にはその視点を取り入れて制度作りをしてもらい、既に制度がある自治体には制度に付加していくことで広めていきたいと考えている。

- ・今後期待されるのはどのようなことか。

⇒推進協議会WGの立場では「景観デザインレビューのススメ」を作成したため、これを普及し、まちづくりの取り組みが行われるようになってくることを期待している。また、事務所協会・建築士事務所としては、まちづくりの有効な手段として、設計の仕事をする際にまず考える契機となり業務に繋がっていくようになることが重要であろう。

⇒⇒事例として、今回の支援の結果がでてくるのは良いことだと思う。

- ・大阪会での企画について(入口委員-事務局より報告)
今年度大阪会で堺市等と連携してDRを含んだイベントの実施を考えている旨前回委員会で報告がなされていたが、市の体制が変わったため仕切り直しとなった。

3. 「景観・まちづくり地域探訪」連載について

事務局から資料3により、会誌「日事連」に掲載された連載「景観・まちづくり地域探訪」について説明がなされた。

7月号は『京都の近代建築』(京都)、8月号は『神奈川会の景観まちづくり活動について』(神奈川会)、9月号は『埼玉会「景観まちづくり」における人材育成』(埼玉会)、11月号は『水木しげるロードリニューアル事業』(鳥取会・会員)が掲載された。

今後は、『文の京(きょうのみやこ)都市景観賞の選定について』を米田委員により5月号くらいに、『明日香村 景観レビュー委員会の活動その3』を入口委員により6月号以降で掲載を予定をしている。また、小澤委員より、神奈川会ではまち歩きの実施や市・町から景観整備機構の指定を目指した活動があるため、年1~2回くらいは寄稿が可能ではないかとの報告があった。

その他、今後検討できるものとして、以下の意見があった。

福島副委員長：東京都中野区で駅周辺のまちづくりが展開しており、区が主導の都市計画の一環ではあるが、この連載に馴染むのであれば今後検討する余地があるかもしれない。

内田委員：京都・京都府の報告としては以下である。

京都市の京町家の保全及び継承に関する条例(京町家条例)が2年ほど前に制定されている。今後、事例などについて報告ができるかもしれない。

京都府の報告としては、景観デザイン専門委員会での活動として、景観の施策についての実現や課題について、半年に1度程度視察・研修(醍醐寺周辺の規制や福知山の景観の実現等)を行っている。

京都市では景観賞を実施しており、毎年表彰部門が変わる。今年は「京町家部門」で、既に応募が締め切られている。12月に表彰予定。

⇒できれば以前受賞された作品等を、実例として掲載してほしい。

その他、今後寄稿できそうな記事等については、事務局まで連絡をもらうこととした。

4. 景観・まちづくり活動を担う人材の育成について

事務局から資料4により、前回委員会時に単位会宛に子どもへの景観・まちづくりに関する啓発活動についての実施状況のアンケートを検討することとなり、その項目案について説明がなされた。

このアンケートの実施により、単位会にとって有益な情報が得られるのかについて協議を行い、企画の参考にはなるとの意見も出されたが、今回は中止し、景観・まちづくり活動を担う人材の育成については今後引き続き検討していくこととなった。

5. その他

次回委員会は、景観形成・まちづくり推進協議会WGの開催日程と調整のうえ、改めてメールにて調整を行うこととした。

■第1回福井大会運営特別委員会議事概要

日 時 令和元年12月19日(木) 13:30~15:55

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 堂田重明

副委員長 木下賀之

委 員 乾 彰宏、姉崎哲也、渡邊 武、南 孝雄、
白井 勇

特別出席 佐々木宏幸(会長)

事務局 前田、伊東、松谷

オブザーバー (福井会) 山村事務局長
(熊本会) 笠間副会長、小林専務理事

協議事項

(1) 福井大会の実施に向けたスケジュール等について

事務局より、資料1によって当委員会における協議、日事連の機関決定及び事務局の作業スケジュール等について確認を行い、2月の総務・財務委員会、3月の常任理事会及び理事会へ大会実施要項及び収支予算の提案等行う予定としていること等の説明がなされた。

木下副委員長より会場確認は7月ではなく、できるだけ早い時期に実施してほしいとの発言がなされた。

協議の結果、会場確認については、5月中旬頃に実施する予定として、後日会場確認が可能な候補日を福井会が確認し、日程調整を行うこととした。

また、総務・財務委員会開催前の2月上旬に本委員会をWeb会議で開催し、大会実施要項(予算案含む)を決定することとした。

(2) 第44回建築士事務所全国大会(福井大会)の実施要項及び収支予算について

木下副委員長及び福井会山村事務局長より、資料2-1から資料2-3によって福井会で検討した実施要項について次のとおり説明がなされた。

大会テーマは「未来を拓く まち・ひと・建築」、大会スローガンを『「福」居るまちで考える 考福なまち/次代を担うひと/つなぐ建築』とし、大会行事として、大会式典、日事連建築賞作品展示、記念パーティの他、講演、パネルデ

ィスカッションを開催する予定としている。また、大会式典前日には青年話創会を開催する。大会参加費は4,000円／人、パーティ参加費は12,000円／人である。

なお、予算総額は3,660万円（暫定）としている。

その他の行事として、例年開催されている日事連・OBの会定期総会の他、福井会主催で会費制による単位会会長懇親食事会（仮）を開催する予定としている。

以下のような質疑等がなされた。

①大会宣言について

- ・大会宣言に「ひとりひとり」とあるが、一人一人か、一人ひとりか。日事連の会誌では人数ではなく、多数を指すときは一人ひとりにしている。伝えたいことを盛り込むと長文になるので、コンパクトにできたらよい。

→福井会で再検討したい。

②大会の日程について

- ・大会受付開始時間が10時である必要があるか。大会参加者の多くは、午後の講演に間に合うように到着するので、時間を遅らせてもよいのではないか。

→11時30分位が適当ではないか。

- ・創立記念行事等でない場合でも「記念講演」という表記でよいか。

→「基調講演」という表記の方がよいかもしれない。

記念パーティは引き続き同様とする。

- ・記念パーティのアトラクションは何を予定しているのか。

→福井県出身のJAZZ歌手による演奏を予定している。

- ・日事連建築賞の受賞者は登壇せずに表彰してもよいのではないか。

→日事連建築賞を大会式典で称えることは重要なことであり、受賞の重みが伝われば応募の増加も見込まれる。大会の趣旨から考えると少なくとも大臣賞及び会長賞にはスポットを当てる工夫が必要である

う。

- ・建築賞のインタビューは、福島大会では式典前に実施したが、審査講評と併せて行ったらどうか。

→受賞者への対応については、これまでは大会間際になってから決定してきたが、今後は早い段階から一連のスケジュールの中で検討すべきである。

- ・福島大会の式典が予定より早く終了した主な原因は何か。

→表彰の際の賞状の読み上げを短縮したことや予定していた国会議員の祝辞がなかったためである。

- ・福井会ではすでに大会用のポスターを作成しており、ポスターには大会スローガン及び大会テーマを記載しているの、できれば原案のとおりとしたい。

- ・講演チラシはどのように活用するのか。

→講演を一般や学生に聴講してもらうためのPR用として作成する予定である。

③収支予算について

- ・物産展の設営経費が高額である。それだけの費用をかけてでもやるべきか。

- ・参加者向けに昼の弁当の斡旋は必要か。

→昼の弁当の斡旋は、福島大会で初めて実施したものであり、利用状況や単位会の希望を踏まえて検討していきたい。

- ・日事連が1,600万円を負担することは決定しているが、経費削減に努めることは言わずもがなである。そのためには、東京開催のマニュアルの提供が欠かせないと思われる。地方の特色を出しつつ、今後のためにも経費削減を形にしていくことを期待する。単位会の結束力を示せる良い機会でもある。

④その他

- ・福井会主催の単位会会長懇親食事会（仮）への参加は、個々で判断して出席してもらえばよい。

12月の全国会長会議は、他ブロックの単位会会長と討論ができて有意義であったので、単位会会長の交流

のための企画があってもよいのではないかと。

- ・シャトルバスの運行は必要ないのではないかと。そのための案内係等人員も必要となる。

和歌山大会では、和歌山駅から大会式典会場まで徒歩30分程度であったが、路線バスやタクシーを利用してもらった。参加者任せでよいのではないかと。

→福井駅から大会式典会場の往復と大会式典会場からパーティ会場までシャトルバスを運行する予定である。越前鉄道を利用することも可能だが、1両編成で30分に1本しか運行しておらず、効率が悪い。会場に到着する時間が集中するため、JRが到着する時間に合わせてシャトルバスを出したい。また、市内に宿泊施設が少ないため、近隣の温泉地も案内する予定としている。パーティに参加した人の移動手段も何か配慮する必要があると考えている。単位会へ事前調査を行い、移動手段、到着時間等を把握した上で検討したい。

- ・送迎を有料化したらどうか。
- ・大会プログラムについては、福島大会と同様のイメージ・サイズで作成する予定である。

協議の結果、以下のとおりとした。

①資料2の実施要項案のうち、大会スローガン及び大会テーマについては原案通りとし、大会宣言は意見を聴取する等し、さらに検討する。

②シャトルバスは、時間が限られているため、大会会場からパーティ会場までのみ運行する。

③「記念講演」は「基調講演」とする。

④大会受付開始時間は、10時ではなく11時30分とする。

⑤今回の議論や意見等を踏まえ、福井会で実施要項及び収支予算の修正等を行い、事務局へ再提出する。

(3) 青年話創会について

事務局より、参考4によって青年話創会について説明がなされた。青年話創会のテーマは、青年WGによる青年世代が

継続的に活動していくことを考慮した中長期テーマを踏まえ、全国大会を主管する単位会青年部会等が選定することとしている。青年話創会の予算は、前回通りならば150万円(上限)となる。

- ・現在、青年話創会の内容について、福井会青年委員会が企画中である。
- ・南委員より、青年話創会を全国大会と同時に開催する意味合いを認識し、青年世代ともしっかりコミュニケーションを図るよう工夫してほしい旨の発言がなされた。

協議の結果、青年話創会にかかわる収支予算については福井会で検討し、次回委員会で提示することとした。

次回委員会開催予定

令和2年2月5日(水) 13:30~16:00

(Web会議)

(配付資料)

福井大会運営特別委員会委員名簿

資料1 建築士事務所全国大会(福井大会)に向けたスケジュール等について

資料2 第44回建築士事務所全国大会(福井大会)実施要項及び収支予算

資料2-2 平成19-令和元年度 全国大会収支決算比較

参考2 第43回建築士事務所全国大会(福島大会)実施報告書

参考3 「青年話創会2019福島大会」実施報告書

参考4 青年世代が考える持続可能な建築設計事務所であるための中長期テーマ設定について

■主な行事予定

令和2年

- 1月21日 既存住宅状況調査専門委員会
- 23日 BIMと情報環境WG
- 27日 業務・技術委員会（Web会議）
- 28日 会誌編集専門委員会
- 30日 建築の低炭素化・省エネルギー化対応WG
- 建築士事務所の業務環境改善WG（Web会議）
- 31日 業務報酬基準WG（アンケート調査分科会）
- 2月3日 業務報酬基準WG（JAAF-MST分科会）
- 4日 青年WG（Web会議）
教育・情報委員会（Web会議）
- 5日 福井大会運営特別委員会（Web会議）
- 6日 指導運営委員会（Web会議）
- 12日 建賠保険等調査専門委員会
- 13日 災害対策特別委員会（Web会議）

令和元年12月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和元年12月1日～12月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,717事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 6	1,023	4,364	23.4%		267	26.1%
青 森	+ 2	176	941	18.7%		42	23.9%
岩 手		265	904	29.3%		67	25.3%
宮 城	+ 2	346	1,973	17.5%		75	21.7%
秋 田		144	1,055	13.6%		45	31.3%
山 形		181	1,161	15.6%		58	32.0%
福 島	- 2	236	1,584	14.9%	- 1	62	26.3%
茨 城	+ 3	482	1,975	24.4%	+ 1	160	33.2%
栃 木		169	1,358	12.4%		80	47.3%
群 馬		198	1,698	11.7%	+ 1	94	47.5%
埼 玉		486	4,786	10.2%		131	27.0%
千 葉	- 1	370	3,409	10.9%		111	30.0%
東 京	+ 5	1,608	14,734	10.9%	+ 1	586	36.4%
神奈川	- 1	752	6,036	12.5%		204	27.1%
新 潟	+ 2	311	2,267	13.7%		133	42.8%
長 野		413	2,104	19.6%		113	27.4%
山 梨		110	843	13.0%		10	9.1%
富 山	+ 1	307	1,198	25.6%		64	20.8%
石 川		309	1,287	24.0%		58	18.8%
福 井	+ 3	225	977	23.0%		54	24.0%
静 岡		411	3,104	13.2%		127	30.9%
愛 知	+ 2	556	5,086	10.9%	+ 1	142	25.5%
三 重		194	1,235	15.7%	+ 1	64	33.0%
滋 賀		186	1,149	16.2%	+ 1	36	19.4%
京 都		366	2,061	17.8%		102	27.9%
大 阪		810	6,420	12.6%		222	27.4%
兵 庫		388	3,551	10.9%	+ 1	106	27.3%
奈 良		106	915	11.6%		23	21.7%
和歌山		124	764	16.2%		24	19.4%
鳥 取		108	481	22.5%		48	44.4%
島 根		119	626	19.0%		60	50.4%
岡 山	- 1	381	1,477	25.8%		71	18.6%
広 島		346	2,327	14.9%	+ 1	139	40.2%
山 口		111	1,048	10.6%		36	32.4%
徳 島		107	835	12.8%		14	13.1%
香 川		93	1,080	8.6%	+ 1	17	18.3%
愛 媛		173	1,129	15.3%		44	25.4%
高 知		138	632	21.8%		27	19.6%
福 岡		463	3,689	12.6%		158	34.1%
佐 賀		185	584	31.7%		44	23.8%
長 崎		247	832	29.7%		41	16.6%
熊 本		226	1,400	16.1%		101	44.7%
大 分		161	873	18.4%	+ 1	42	26.1%
宮 崎		114	1,071	10.6%		50	43.9%
鹿児島		303	1,233	24.6%		83	27.4%
沖 縄		190	1,297	14.6%		65	34.2%
計	+ 9	14,717	99,553	14.8%	+ 9	4,300	29.2%

※建築士事務所登録数(B)は平成31年4月1日時点の数字である。